

長岡市観光パンフレット制作業務委託に係る 簡易評価型プロポーザル提案書評価要領

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により長岡市観光パンフレット制作業務委託事業者を決定するにあたり、評価方法について必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、長岡市観光企画課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつヒアリング参加者の中から、最も優秀と認められる事業者1者を選考する。

3 選考方法

- (1) 必要提出物について要件を満たしていない者、見積書の金額が提案上限額を超えている者は失格とする。
- (2) 提案書及びヒアリングの内容に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (3) 各委員の評価点数を提案者ごとに集計し、最も点数の高い1事業者を最優秀者として決定する。評価点数が同点となった場合は、委員による選考投票で決定する。1回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- (4) 提案者が1者の場合でもヒアリングを実施し、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に評価した上で適格と認められた場合、優先交渉権者として決定する。

4 選考評価基準

| 審査項目 | | 着眼点 | 配点 |
|-------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ① | 本業務への 取組体制 | ・業務推進体制及び担当者等が明確であり、本業務を円滑に実施できる体制が整っているか | 10 |
| ② | 実績 | ・提案者の経歴や実績等は評価できるか | 10 |
| ③ | 企画提案力 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的及び内容を十分に理解しているか。 ・全体コンセプト、構成等は当市の魅力や個性がわかりやすく伝わるものであるか ・市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待できるような工夫が感じられるか ・提案内容に無理はないか | 30 |
| ④ | デザイン力 | <ul style="list-style-type: none"> ・表紙デザイン・タイトル等、思わず手に取ってみたいくなるような工夫が感じられるか ・紙面デザインは写真やイラストなどを効果的に挿入し、見やすく、ワクワク感を与え、当市への来訪意欲向上が期待できるものか | 30 |
| ⑤ | コミュニケーション能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションでは要領を得た、聞き取りやすい説明であったか ・本事業に対する熱意を感じられるか | 10 |
| ⑥ | 業務コスト | ・業務内容に対する見積金額は妥当か | 10 |
| 評価点合計 | | | 100 |